

近江八幡市告示第229号

近江八幡市オープンガバナンス推進協議会設置要綱を次のように制定する。

令和 2 年 7 月 28 日

近江八幡市長 小 西 理

近江八幡市オープンガバナンス推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 近江八幡市における市民が主役のまちづくりの推進に向けて、あらゆる世代及び立場の人々が話し合い、課題解決を図る場となる基盤（以下「プラットフォーム」という。）を構築し、並びにその推進を図るため、近江八幡市オープンガバナンス推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) プラットフォームの構築に関すること。
- (2) オープンガバナンスの推進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関の代表者
- (4) まちづくり協議会の代表者
- (5) 自治会の代表者
- (6) 金融機関の代表者
- (6) 公募による市民
- (7) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長の指名する者をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、第2条に掲げる事項について専門的に調査及び検討を行うための専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 専門部会の会議は、前条の規定を準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

(ワーキンググループ)

第8条 協議会に、第2条に掲げる事項の達成を目的とした調査及び検討の実務を処理するため、ワーキンググループを置くものとする。

- 2 ワーキンググループは、市長が任命する市職員をもって構成する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループを構成する市職員のうちから市長が指名するものを充てる。
- 4 座長は、ワーキンググループを主宰し、会議の長となる。
- 5 ワーキンググループは、座長が招集する

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、企画主管課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。